

相撲の歴史 程文②

第一部 相撲の起り

①

見聞雑記集卷之八

戌

小柴研齋 輯

御行司より相撲の書上 写 于時 亥

六月十一日 上覽

相撲の起は 天照大神の時より始、朝廷にて垂仁天皇の御宇、相撲の節会被^{せちえ}行候へ共、未御作法不^レ正、争の端のみに相成、勝負の裁断難^レ決、聖武天皇神龜年中、奈良の都において近江国志賀の清林と申者を召、御行司に定められてより、相撲の式委鋪相備、子孫相続の処、多年の兵乱相続、節会被^レ行不^レ申、志賀家も自然断絶仕候

一 後鳥羽院文治年中、再相撲の節会可^レ被^レ行処、志賀家断絶の上は、御行司可^ニ相勤^ニ者普く御尋御座候処、私^{先祖}吉田豊後守家次と申者、越前国寵在、志賀の故実伝來仕候旨、達^ニ叢聞^ニ、被^レ叙^ニ五位^ニ、追風の名^を賜、朝廷御相撲の司行司に可^レ申し被^レ定置^ニ之旨、蒙^ニ勅命^ニ、此時召合用候木鈎・獅子王の御団扇を賜、代々相撲之

②

節会御式相勤申候、亦承久の兵乱発、節会も中絶仕候

一 正親町院永祿年中、相撲の節会被行候処、十三代目追風寵出、如旧例相勤申候

一 元亀年中、二条闇白晴良公より、日本相撲の作法、二流無之との事にて、一味清風と申、御団扇、并鳥帽子・狩衣・唐衣・四幅之袴被下置候、其後信長公・秀吉公・

権現公様御代共、度々相撲の式相勤、元和五年

九月十七日、於紀州和歌山

東照宮御祭礼相撲の式、依 御頬御祭礼奉行、朝比奈惣左衛門殿と諸事申合相勤申候、依之御刀拝領仕候

一 十五代目追風に至、朝廷相撲の節会も自然と中絶成行申候、二条様御家にて相撲に付、御懇の筋を得御座候付、他へ罷出申度段相願候処、願之通相叶、万治元年より当家へ罷出相勤申候

一 元禄年中、

常憲院様牧野備後守様へ被為成、相撲上覽の節、彼方様御家来鈴木梶右衛門と申仁、入門の御頬有之

将軍家 上覽の式相伝品々 拝領物仕候
 元祖より私迄、都合十九代、前文の通
 禁裡其外の御方様より追々拝領の品今以
 持伝、相撲の故実伝受仕来候

一 当時諸国の行司并力士共への免許、私家
 より代々差出申候

右の通御座候、以上

細川
越中守家來

寛政元酉年十一月 吉田善左衛門

谷風への免許伝授の写

一 横綱の事
免許

右は谷風梶之助、相撲の位、依て授与
 畢、已來方屋入之節迄相用可申候
 依て如件

寛政元酉年十一月九日

本朝相撲之司行司

十九代

吉田追風
判

- ・後鳥羽天皇（第82代 在位 1183—1198）
- ・正親町天皇 第106代在位（1557—1586）
- ・元亀年中（1570—73）
- ・元和五年 1619年 江戸時代2代秀忠の時代
- ・元禄年中 1688—1703年 江戸時代中期